

社会福祉法人 有倫館

ケアハウス 有勲荘

事故発生防止及び発生時の対応に関する指針

1. 目的

この指針は、社会福祉法人有倫館が設置経営運営するケアハウス有勲荘において発生しうる事故を未然に回避するとともに、事故が発生した場合に、迅速かつ適切に対応するため、施設及び職員が一致して取り組むべき事項について定める。

2. 基本方針

- (1) 事故を防止するために、平素より職員が常に危機意識を持って業務にあたること。
- (2) 事故発生時には、当事者最優先の支援を行う。
- (3) 当事者的心身に危険を感じる等の不測の事態が生じた場合は、速やかに道徳的に、誠心誠意対応する。

3. 定義

- (1) 「事故」とは、サービス提供の全過程において発生する全ての人身事故で身体的及び精神的被害の生じたものをいい、施設側の過誤・過失の有無を問わない。
- (2) 「ヒヤリハット」とは、当事者に被害はなかったが、事故につながるような予見可能性のあるものをいう。

4. 事故の未然防止に向けた取り組み

- (1) 事故防止対策委員会の設置
 - ① 構成員
委員長 施設長
委 員 生活相談員、介護職員、栄養士
 - ② 役割
 - 事故の未然防止・再発防止の方策立案に向け、リスク情報[ヒヤリハット]の収集を行う。
 - 収集されたリスク情報の問題点について定期的に分析・評価を行う。
 - 職員に定期的に周知徹底する。(周知の際は、利用者のプライバシーや事故当事者へ配慮する。)
 - 緊急連絡体制の整備を行う。
 - 事故発生時に事案を分析評価し、介護事故再発防止の為の職員への指導や原因の究明、施設内の安全管理システムの見直し、改善策について検討を行う。
 - (2) 安全安心のための警備・支援報告
 - ① 事故報告・ヒヤリハット・危険事案の報告
 - 報告書の様式は、別紙のとおり定める。[安全安心のための警備・支援報告書]
 - 報告書内容については、報告者独裁で判断することなく、些細な事故等でも報告すること。
 - ② 報告書の活用

- 委員会において事故の未然防止・再発防止に向けた検証を行う。
 - ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置を記載した報告書は、その完結の日から2年間保存すること。
- (3) 職員は、人体に影響のある薬品、刃物、農機具、車両等の危険物、通路上の障害物及び転倒可能性のある家具等の管理状況について毎月点検を行う。

5. 事故発生時の対応

(1) 初期対応

- 事故が発生した場合はあらかじめ定める緊急連絡網により施設職員及び理事長、関係機関、家族等へ連絡し、組織的な対応をとること。
- 外傷がある場合は、適切に応急処置を行い、嘱託医師による指示を受け、必要に応じて指定協力医療機関へ搬送する。
- (2) 事故発生後の窓口
- 初期対応後の事故に関する対外的な窓口の一元化のため、涉外責任者を定める。
- (3) 入居者及び家族への対応
- 初期対応が完了した段階で、出来るだけ速やかに当事者や家族等に誠意を持って説明し、家族の申出についても誠実に対応することとする。
- (4) 初期対応後に、涉外責任者は、関係行政機関へ当事者の状況、事故経過等を報告する。

6. 事故防止のための職員研修

施設の職員に対する事故発生防止に資する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発を図るため、次の職員研修を実施するものとする。

- ① 全職員を対象とした定期的な研修を行うほか、啓発活動として隨時資料の回覧、掲示を行う。
 - ② 職員の新規採用時に事故発生防止の基礎に関する研修を行う。
- この指針の閲覧について
この指針は、当施設の事務所に常設している他、当施設のホームページにも掲載しており、いつでも自由に閲覧することができます。